

バイスタンダー見舞金（感染検査費用）支給制度

西置賜行政組合消防本部では、当管内における救急事故（急病・事故等全ての事案）に際して、当消防本部の救急隊が到着前に傷病者に対して応急手当を実施し、救急業務に協力していただいた方が、感染症に感染したことが疑われた場合に、その検査に係る費用を見舞金として支給する制度を設けております。

つきましては、「応急手当にかかる見舞金支給基準」を確認いただきまして、感染が疑われた場合は、下記担当課に連絡をしていただくとともに、所定の様式により請求をしてください。

★バイスタンダーとは★

けが人や急病人が発生した場合、その場に居合わせた人のことを言います。道を歩いていると急に人が倒れた、家族が苦しみ始めた、職場で同僚が倒れたなど、あらゆるケースで自分がバイスタンダーになる可能性があります。一次救命処置においては、救急隊到着までの数分間にバイスタンダーが行う救急処置が、患者の予後や生存率を左右するとされており、非常に重要な役割を担っています。

【問い合わせ先】

西置賜行政組合消防本部 総務課 TEL：0238-88-1212